

6 資 料

令和4年度公民館利用状況（人数）	242
令和4年度公民館利用状況（回数）	243
令和4年度公民館利用状況（種類別）	244
令和4年度公民館利用状況（時間別）	245
春日部市公民館利用状況の推移	246
春日部市公民館使用料歳入額の推移	247
新型コロナウイルス対策の経過報告	248
令和4年度公民館事業体系（第2次春日部市生涯学習推進計画施策体系による）	249
法令	
社会教育法(抄)	255
条例・規則	
春日部市公民館条例	260
春日部市公民館運営審議会条例	268
春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例	269
春日部市公民館条例施行規則	270
春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則(抄)	276
要綱	
春日部市公民館印刷機、複写機及び電話機の利用による実費徴収要綱	278
要領	
春日部市公民館条例施行規則別表アの全館共通の付属設備の取扱要領	279

令和4年度 公民館利用状況（人数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中央公民館	4,986	5,004	5,859	5,580	3,499	5,845	6,023	6,065	6,525	4,922	5,202	6,450	65,960
粕壁南公民館	776	787	883	758	573	897	829	786	689	750	904	936	9,568
内牧地区公民館	1,461	1,326	1,549	1,553	946	1,357	1,578	1,721	1,672	1,334	1,381	2,365	18,243
内牧南公民館	596	441	593	593	490	594	522	583	401	257	709	803	6,582
豊春地区公民館	2,704	2,717	3,114	2,810	1,899	2,864	2,863	2,655	2,747	2,578	2,792	3,254	32,997
豊春第二公民館	2,257	1,986	2,308	2,032	1,587	1,972	2,001	1,956	1,699	2,180	2,027	2,504	24,509
武里地区公民館	3,579	3,145	3,755	3,504	2,565	3,125	3,803	3,260	3,775	3,242	3,689	4,265	41,707
武里東公民館	1,345	1,185	1,299	1,220	856	1,164	1,282	1,352	1,142	1,119	1,303	1,415	14,682
幸松地区公民館	2,916	2,598	2,415	2,600	1,812	2,659	2,512	3,343	2,362	2,293	2,578	3,287	31,375
幸松第二公民館	1,269	1,264	1,219	1,158	696	1,094	1,227	1,267	1,162	1,150	1,138	1,520	14,164
豊野地区公民館	1,063	980	1,015	1,007	705	946	942	1,187	961	1,013	1,289	1,087	12,195
藤塚公民館	1,022	1,052	1,308	1,149	775	1,093	1,270	1,182	1,158	1,067	1,149	1,493	13,718
武里南地区公民館	818	846	1,009	974	585	851	814	859	996	864	984	1,205	10,805
武里大枝公民館	1,697	1,782	1,989	1,739	1,388	1,787	1,981	1,775	2,139	1,590	1,867	2,409	22,143
庄和地区公民館	1,457	1,119	1,074	1,032	327	1,227	1,728	2,313	1,209	1,058	1,877	2,987	17,408
庄和南公民館	2,237	1,895	2,972	3,241	2,032	2,345	2,425	2,263	1,747	1,547	1,784	2,360	26,848
合計	30,183	28,127	32,361	30,950	20,735	29,820	31,800	32,567	30,384	26,964	30,673	38,340	362,904

令和4年度 公民館利用状況（回数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中央公民館	499	546	594	510	456	536	568	561	514	530	509	539	6,362
粕壁南公民館	88	91	98	83	72	95	88	88	76	87	95	102	1,063
内牧地区公民館	254	213	239	240	198	249	248	247	292	221	230	324	2,955
内牧南公民館	75	68	79	79	84	91	84	83	68	60	95	99	965
豊春地区公民館	286	299	331	300	241	299	309	307	267	262	268	324	3,493
豊春第二公民館	218	207	231	222	178	229	224	211	188	201	200	239	2,548
武里地区公民館	390	340	390	404	284	368	322	399	379	333	388	451	4,448
武里東公民館	147	125	139	125	87	132	125	142	110	116	127	145	1,520
幸松地区公民館	299	268	263	290	195	281	269	236	251	250	272	318	3,192
幸松第二公民館	104	96	101	106	62	89	97	101	93	88	80	111	1,128
豊野地区公民館	102	90	98	103	84	95	99	95	93	96	69	105	1,129
藤塚公民館	159	154	185	175	142	192	180	148	157	131	139	174	1,936
武里南地区公民館	142	142	154	150	114	142	144	155	146	140	144	168	1,741
武里大枝公民館	184	189	198	189	184	202	225	207	193	183	171	217	2,342
庄和地区公民館	147	154	123	70	39	119	150	132	136	123	177	178	1,548
庄和南公民館	245	229	276	328	227	267	258	255	210	193	219	232	2,939
合計	3,339	3,211	3,499	3,374	2,647	3,386	3,390	3,367	3,173	3,014	3,183	3,725	39,308

令和4年度 種類別公民館利用状況（種類別）

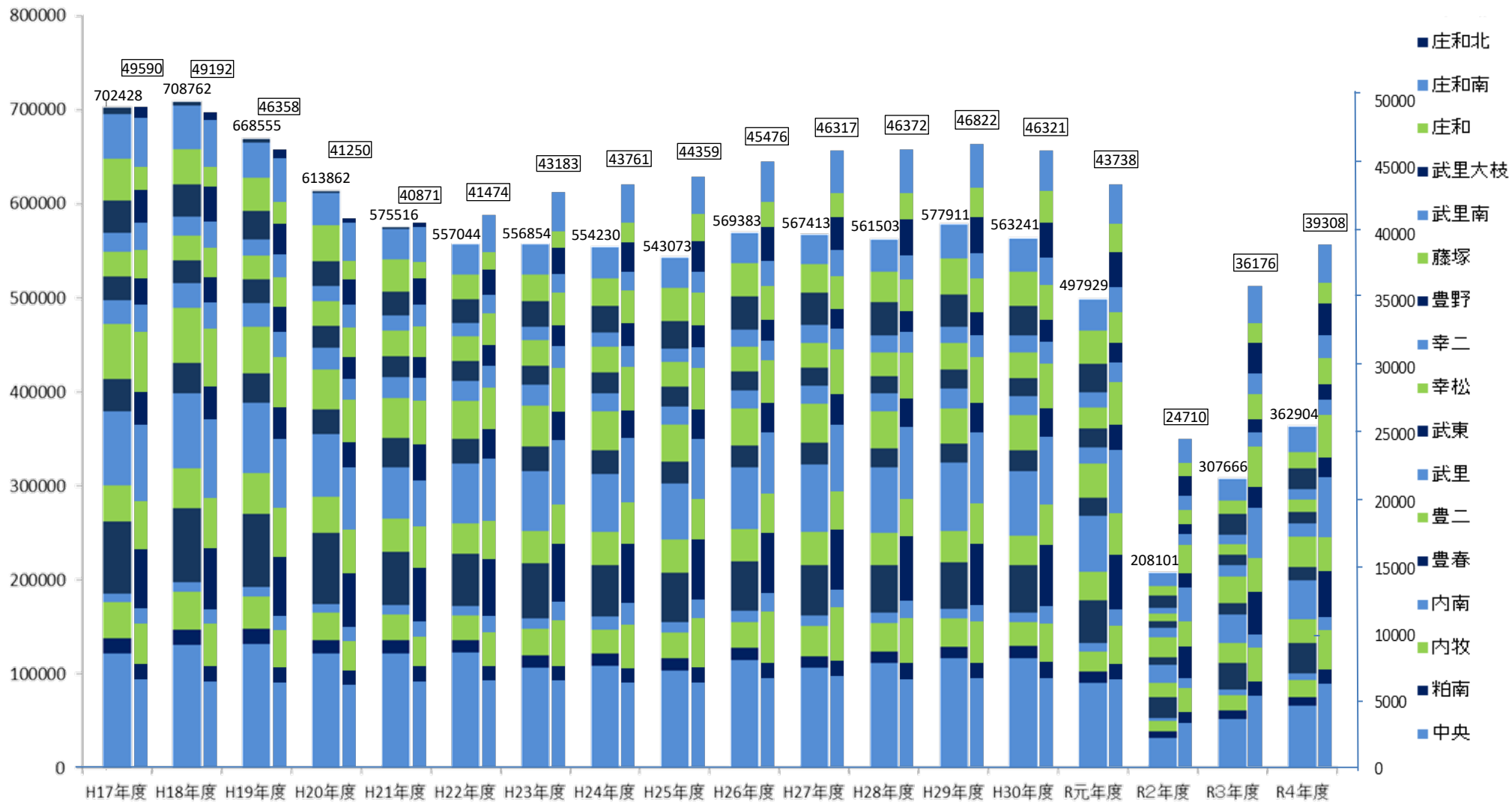
	教室・講座・行事		行政機関の利用		青少年団体		成人団体		女性団体		高齢者団体		個人利用		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
中央公民館	143	6,478	278	7,965	267	3,020	2,605	32,717	1,402	8,449	777	6,441	890	890	6,362	65,960
粕壁南公民館	15	111	66	1,009	16	144	313	3,501	465	3,036	173	1,752	15	15	1,063	9,568
内牧地区公民館	17	637	60	1,131	583	3,388	1,550	9,625	510	2,598	154	783	81	81	2,955	18,243
内牧南公民館	18	491	4	30	22	223	317	3,527	506	1,823	96	486	2	2	965	6,582
豊春地区公民館	68	1,503	127	3,424	210	5,564	1,178	9,334	1,230	10,290	439	2,641	241	241	3,493	32,997
豊春第二公民館	97	1,969	63	1,249	348	4,706	774	6,592	977	8,008	171	1,867	118	118	2,548	24,509
武里地区公民館	180	4,666	136	2,982	270	2,295	2,237	21,889	998	7,240	265	2,274	361	361	4,447	41,707
武里東公民館	15	364	9	333	74	401	547	5,394	660	6,212	214	1,977	1	1	1,520	14,682
幸松地区公民館	73	2,374	46	850	347	4,859	1,532	13,438	1,038	8,088	156	1,766	0	0	3,192	31,375
幸松第二公民館	3	63	37	796	111	2,440	395	5,160	465	4,524	112	1,176	5	5	1,128	14,164
豊野地区公民館	104	1,734	94	1,844	180	1,823	382	3,535	248	2,179	106	1,065	15	15	1,129	12,195
藤塚公民館	7	122	31	349	104	521	490	3,865	715	5,511	271	3,032	318	318	1,936	13,718
武里南地区公民館	24	545	48	678	98	606	419	2,384	890	5,635	147	842	115	115	1,741	10,805
武里大枝公民館	50	1,707	106	2,738	8	95	1,533	13,025	530	3,639	107	931	8	8	2,342	22,143
庄和地区公民館	31	2,279	23	628	132	1,779	633	7,674	610	4,552	86	463	33	33	1,548	17,408
庄和南公民館	19	304	87	1,050	381	7,554	1,049	9,063	1,257	8,040	131	822	15	15	2,939	26,848
合計	864	25,347	1,215	27,056	3,151	39,418	15,954	150,723	12,501	89,824	3,405	28,318	2,218	2,218	39,308	362,904

令和4年度 時間別公民館利用状況（時間別）

	平日利用				土・日・祝日利用				合 計	
	8:30～17:00		17:00～22:00		8:30～17:00		17:00～22:00			
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
中央公民館	3,659	37,319	981	6,615	1,465	20,252	257	1,774	6,362	65,960
粕壁南公民館	654	5,907	118	1,124	256	2,371	35	166	1,063	9,568
内牧地区公民館	1,185	7,287	506	2,795	977	6,461	287	1,700	2,955	18,243
内牧南公民館	521	3,398	200	387	193	2,049	51	748	965	6,582
豊春地区公民館	2,158	18,944	414	5,476	846	7,608	75	969	3,493	32,997
豊春第二公民館	1,645	15,332	278	3,121	604	5,991	21	65	2,548	24,509
武里地区公民館	2,202	21,212	625	3,853	1,306	14,320	314	2,322	4,447	41,707
武里東公民館	941	9,397	140	661	411	4,304	28	320	1,520	14,682
幸松地区公民館	1,687	14,983	374	4,775	854	9,396	277	2,221	3,192	31,375
幸松第二公民館	583	6,777	178	2,607	349	4,337	18	443	1,128	14,164
豊野地区公民館	668	6,651	122	1,549	284	3,465	55	530	1,129	12,195
藤塚公民館	1,196	8,524	155	1,082	577	4,084	8	28	1,936	13,718
武里南地区公民館	1,134	7,682	102	264	417	2,614	88	245	1,741	10,805
武里大枝公民館	1,348	12,228	209	1,619	720	7,909	65	387	2,342	22,143
庄和地区公民館	872	8,026	222	1,328	415	7,817	39	237	1,548	17,408
庄和南公民館	1,641	13,532	366	5,802	770	6,455	162	1,059	2,939	26,848
合計	22,094	197,199	4,990	43,058	10,444	109,433	1,780	13,214	39,308	362,904

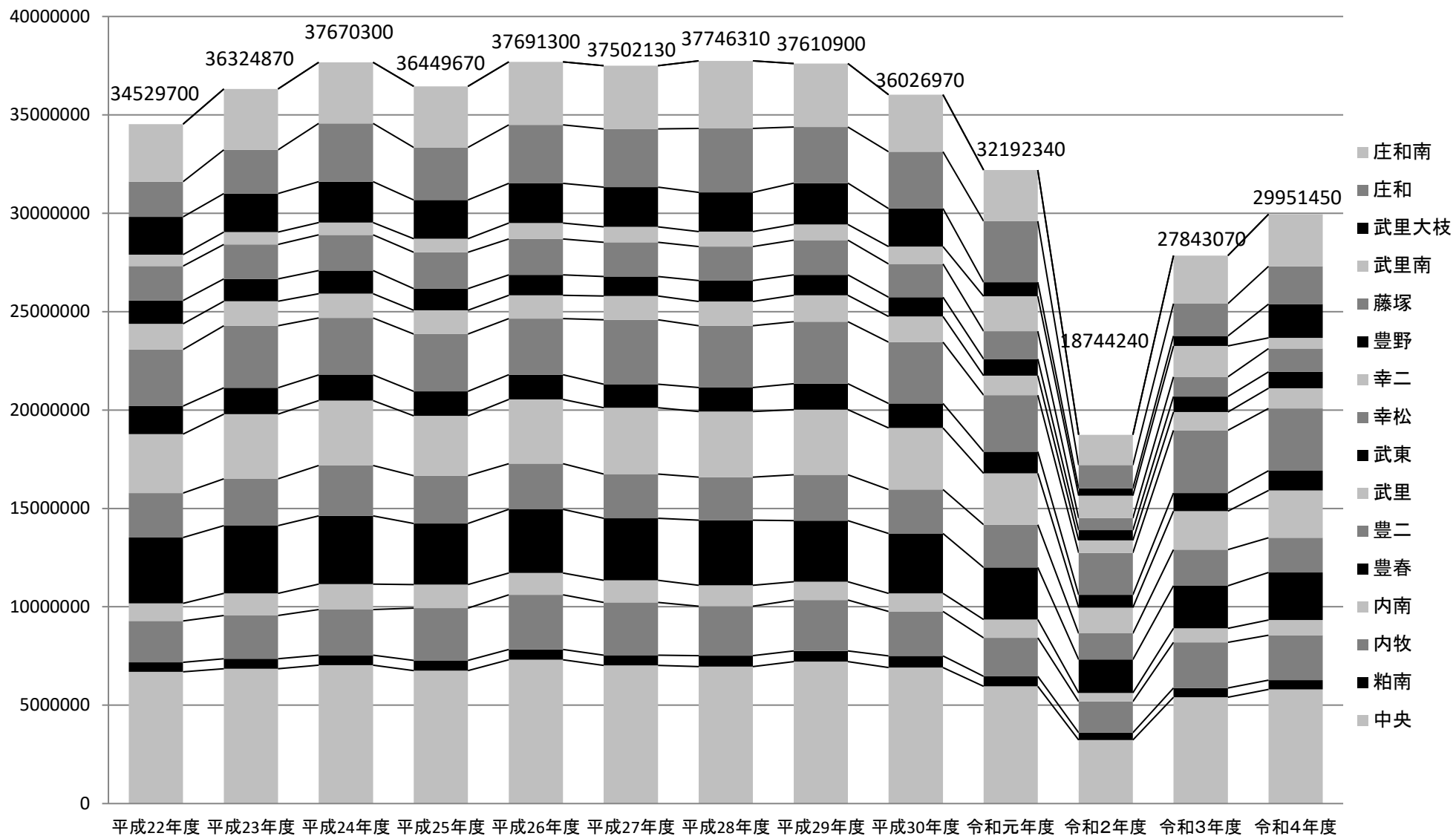
春日部市公民館利用状況の推移

■ 利用人数(左目盛) 単位:人
■ 利用回数(右目盛) 単位:回



単位：円

春日部市公民館使用料歳入額の推移



新型コロナウイルス感染防止対策の経過報告

令和4年4月26日	<p>ガイドラインの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用を禁止していたフリースペースを当日の施設利用者に限り利用を可能とした ・合唱や楽器演奏などについて、「飛沫感染防止対策を十分に講じること。」に条件を緩和した
令和4年7月1日	<p>ガイドラインの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接触を伴う社交ダンスやフォークダンス、近距離で対面する囲碁、将棋や麻雀などは、マスク着用の上、各業種別ガイドラインに沿って活動を可とした ・調理実習室での食事制限を調理実習を伴う利用者に限り、人と人との間隔をとって、黙食することで食事を可とした
令和4年8月1日	<p>ガイドラインの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者の増加によりフリースペースの使用を禁止した ・調理実習室での食事制限を行った ・人と人との間隔を2mとした定員制限を行った
令和4年10月1日	<p>ガイドラインの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の定員を通常定員とし、大声のある利用は、おおむね50%とした ・利用を禁止していたフリースペースを当日の施設利用者に限り利用を可能とした ・食事については、調理実習室だけでなく、食事可能なすべての部屋において、飛沫感染防止策を講じ、人と人との間隔を空け、黙食することで可とした
令和4年12月15日	<p>ガイドラインの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内では、マスクの着用をお願いする。また、人と人との間隔を2m以上確保し、会話等をほとんど行わない場合や息苦しさを感じるなど、特に熱中症の危険が想定される場合には、必ずしもマスクの着用を要しない ・利用者のチェックリストは継続するが、名簿の作成は削除した
令和5年3月13日	<p>ガイドラインの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の定員を通常定員にした ・マスクの着用は個人の判断を基本とした ・フリースペースを通常利用にした ・図書コーナーを通常利用にした ・新型コロナウイルス感染症対策チェックシートを廃止する

令和5年5月8日 ガイドラインの廃止

・国の「基本的対処方針」が廃止されたことを受け、公民館のガイドラインを廃止し、利用制限を撤廃

令和4年度公民館事業体系

(第2次春日部市生涯学習推進計画施策体系による)

○計画の基本目標

市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶことができ、学んだことを地域で生かせる生涯学習環境の構築

○計画の施策体系

第1章 学ぶ

1 学習活動の支援

(主催公民館)

SDGsの目標No

1 学習情報の提供

- 公民館学習情報提供事業
- 公民館関係資料調査及び収集
- 各種公民館関係資料の作成・発行
- 公民館だより「桐のまち」の発行
- 公民館だより「うちまき」の発行
- 公民館だより「豊春」の発行
- 公民館だより「武里」の発行
- 公民館だより「ふじの里」の発行
- 公民館だより「とよの」の発行
- 公民館だより「けやき」の発行
- 公民館だより「しょうわ」の発行
- 広報かすかべの利用、チラシ、ポスターの作成
- 公民館関係団体支援
- ホームページ等の作成
- 各館窓口・ロビー・各事業の中で留意している

- 中央公民館 4
- 中央公民館 4
- 中央公民館 4
- 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
- 内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
- 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
- 武里地区公民館・武里東公民館 4・11
- 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11
- 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
- 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
- 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
- 各公民館 4
- 各公民館 4
- 各公民館 4

2 学習活動の相談・支援

- かすかべライブフェスタ
- 音響操作セミナー
- 春日部市障がい者作品展
- 講堂機器操作研修会
- 春日部市16公民館合同フェスティバル
- 中央公民館利用者協議会
- サークル体験月間
- 春日部市公民館研究大会
- 公民館学習情報提供事業
- 公民館関係資料調査及び収集
- 各種公民館関係資料の作成・発行
- 趣味の講座 フラワーアレンジメント
- 趣味の講座 親子クラフト講座 焼き板クラフト
- 教養講座 やさしい俳句教室
- 教養講座 うちまき歴史探訪ツアー
- サークル体験
- 公民館利用者のつどい
- 防災対策事業
- 武里小学校放課後子ども教室「わかたけっこひろば」
- サークルスタート
- 公民館利用者会議、公民館グラウンド利用団体代表者調整会議
- 公民館利用者のつどい
- クラブ・サークル連絡会
- 教養講座
- 利用者のつどい
- ステップアップギャラリー
- 展示イベント
- 公民館関係団体支援
- 各館・各事業の中で留意している

- 中央公民館 4・11
- 中央公民館 4・11
- 中央公民館 4・10・11
- 中央公民館 4・11
- 中央公民館 4・11
- 中央公民館 11・17
- 中央公民館 4・11
- 中央公民館 4・11
- 中央公民館 4
- 中央公民館 4
- 中央公民館 4
- 内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
- 内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
- 内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
- 内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
- 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
- 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
- 武里地区公民館・武里東公民館 4・11・13・17
- 武里地区公民館・武里東公民館 11
- 武里地区公民館・武里東公民館 11
- 武里地区公民館・武里東公民館 11
- 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11・17
- 武里南地区公民館・武里大枝公民館 11
- 武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17
- 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
- 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
- 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
- 各公民館 4
- 各公民館

2 多様な学習機会の提供

1 子育て

- 幼児家庭教育学級
- 小学生期家庭教育学級
- 子育てサロン うちまきプレイルーム
- パパママの子育て学級(幼児家庭教育学級)
- 親子の広場
- えほんの広場
- 小・中学生期家庭教育学級
- 子育てサロン
- 小中学生期家庭教育学級
- 子育てサロン
- 幼児家庭教育学級
- 小・中学生期家庭教育学級
- 子育てふれあいサロン
- 子育てサロン

- 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
- 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
- 内牧地区公民館・内牧南公民館 3
- 内牧地区公民館・内牧南公民館 3
- 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
- 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
- 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
- 武里地区公民館・武里東公民館 3
- 武里地区公民館・武里東公民館 4・5
- 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
- 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
- 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
- 豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
- 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・17

2 教育

- 夏休み子ども体験教室
- おもしろ科学教室
- 小学生料理教室
- 遊学会「親子で作ろう!工作用紙で恐竜づくり」
- 学社連携事業「公民館の役割と公民館の事業体験」
- ふれあい教室 いもほり!!!~みんなあつまれ!~
- ふれあい教室 目指せ!星博士
- こうまつ寺子屋「小学生サイエンス教室 ~楽しい化学の実験~」
- こうまつ寺子屋「星空観察教室」
- 夏休み科学教室・冬休み科学教室
- Showaキッズびあ

- 粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
- 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
- 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
- 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
- 豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
- 武里地区公民館・武里東公民館 11
- 武里地区公民館・武里東公民館 4・11
- 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
- 幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
- 武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
- 庄和地区公民館・庄和南公民館 4・5・11・16・17

3	福祉・健康		
	教養講座「健康をかんがえる」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	3・4・11
	教養講座「かすかべカフェ」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
	「社会を明るくする運動」研修会	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
	内牧ふれあい講座	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
	教養講座 うちまき みんなで考えるスマホ活用講座	内牧地区公民館・内牧南公民館	3・4・11
	いきいき学級	豊春地区公民館・豊春第二公民館	3・4・11
	オレンジカフェ	豊春地区公民館・豊春第二公民館	3・4・11
	えんJOYトレーニング	豊春地区公民館・豊春第二公民館	3・4・11
	たけさとカフェ	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・17
	オレンジカフェ	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
	えんJOYトレーニング	武里地区公民館・武里東公民館	3・4・11
	武里地区体育祭	武里地区公民館・武里東公民館	3・11
	こうまつ寺子屋「睡眠と健康の知恵袋講座」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
	こうまつ寺子屋「女性のための健康づくり」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・5
	健康を考えるつどい	豊野地区公民館・藤塚公民館	3・4・11
	教養講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・4・11・17
	体験講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
	健康講座	庄和地区公民館・庄和南公民館	3・4
	教養講座(庄和南)	庄和地区公民館・庄和南公民館	3・4
4	人権・国際化		
	春日部市障がい者作品展	中央公民館	4・10・11
	婦人講座「人権について学ぼう」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・10・11
	人権教育研修会	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・10・11
	人権問題研修会	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・10・11
	人権教育研修会	武里地区公民館・武里東公民館	4・10・11
	人権問題研修会	幸松地区公民館・幸松第二公民館	10
	人権教育研修会	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・10・11
	人権教育研修会	武里南地区公民館・武里大枝公民館	10・11・16
	人権研修会	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・5・10・16
5	情報化		
	教養講座 うちまき みんなで考えるスマホ活用講座	内牧地区公民館・内牧南公民館	3・4・11
	高齢者向けスマホ教室	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
	遊学会「やさしい！わかる！パソコン教室」	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
	パソコンの操作を学ぼう！	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・17
	こうまつ寺子屋「シニア世代のスマホ教室」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
	必ず役立つ入門講座	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
	教養講座(庄和南)	庄和地区公民館・庄和南公民館	4
6	文化・芸術		
	音楽鑑賞会「川畑麻衣子クラリネットリサイタル」	中央公民館	4・11
	春日部市民県展入選作品展	中央公民館	4・11
	春日部市16公民館合同フェスティバル	中央公民館	4・11
	春日部市障がい者作品展	中央公民館	4・10・11
	音楽鑑賞会	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
	粕南フェス	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
	うちまき緑のコンサート	内牧地区公民館・内牧南公民館	11
	PA(音響)セミナー	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
	干支のつるし飾り	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
	とよはる音楽祭	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
	武里市民センターまつり	武里地区公民館・武里東公民館	11
	幸松ふれあい文化祭	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・11・12・17
	公民館まつり	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・11・12・17
	こうまつ音楽祭	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
	折り紙で作る干支飾り「～うさぎ～」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
	幸松第二公民館利用者作品展	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
	健康歌声ひろば	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
	サークル体験会	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
	ふれあい教室	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
	豊野地区文化祭	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
	武里団地音楽鑑賞会	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11
	庄和地区公民館まつり	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
	正風館音楽祭	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
	庄和地区芸能大会ふれあいステージ	庄和地区公民館・庄和南公民館	3・4・11・17
	庄和南音楽鑑賞会	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11
	展示イベント	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11
7	郷土・歴史		
	子ども体験教室「しめ縄づくり」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
	教養講座 内牧歴史探訪ツアー	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
	たけさとカフェ	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・17
	教養講座 春・秋の散策	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
	公民館まつり	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・11・12・17
	ふれあい教室	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
	教養講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11
8	スポーツ		
	婦人講座	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
	粕壁地区壮年ソフトボール大会	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	3・4・11
	内牧ふれあい講座	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
	お楽しみウォーキング	豊春地区公民館・豊春第二公民館	3・4・11
	スポーツ広場	幸松地区公民館・幸松第二公民館	3
	サークル体験会	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
	幸松地区体育振興会 各種スポーツ事業	幸松地区公民館・幸松第二公民館	3・4
	みんなでピンポン	豊野地区公民館	3・4・11
	三世代交流スポーツフェスティバル	豊野地区公民館・藤塚公民館	3・4・11
	庄和地区市民大学	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
	各地区体育祭(令和4年度体育祭は中止となりました)	各公民館	3・17

9 環境

教養講座「かすかべカフェ」※自然観察会を実施	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11・15
家族ふれあい教室	内牧地区公民館・内牧南公民館	15
ふれあい教室 いもほり!!!~みんなあつまれ!~	武里地区公民館・武里東公民館	11
ふれあい教室 目指せ!星博士	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
こうまつ寺子屋「星空観察教室」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4

10 防災・市民生活

企画展示会「災害報道写真展」	中央公民館	4・11・13
避難・炊き出し・避難所運営訓練	内牧地区公民館・内牧南公民館	11・17
豊町自治会豊春第二公民館合同防災訓練	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11・13
防災対策事業	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・13・17
こうまつ寺子屋「今から取り組もう!防災講座」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・13
幸松地区防災のつどい	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・13
教養講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・4・11・17
体験講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17

11 産業・都市基盤

12 その他

こうまつ寺子屋	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・5
庄和地区市民大学	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
しょうわ塾	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
教養講座	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17

3 ライフステージに応じた学習機会の提供

1 乳幼児期の学習

幼児家庭教育学級	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
子育てサロン うちまきプレイルーム	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
ババママの子育て学級(幼児家庭教育学級)	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
家族ふれあい教室	内牧地区公民館・内牧南公民館	15
親子の広場	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
えほんの広場	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
子育てサロン	武里地区公民館・武里東公民館	3
幼児家庭教育学級	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
子育てサロン	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
子育てふれあいサロン	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
ふれあい教室	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
子育てふれあいサロン	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・11・17
子育てサロン「親子のひろば」	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・17

2 青少年期の学習

企画展示会「深海調査船がみた深海生物」	中央公民館	4・11
年少リーダー研修会	中央公民館	4・11
キッズフェスティバル	中央公民館	4・11
子ども体験教室「生け花と音楽のコンサート」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
子ども体験教室「しめ縄づくり」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
子ども体験教室「ラダーゲッター」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
ジュニア囲碁スクール	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
内牧地区少年少女球技大会	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
青少年体験教室「夏休み子ども納涼祭」	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
青少年体験教室 職業体験プログラム地下神殿(首都圏外郭放水路)探検ツアー	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・13
小学生期家庭教育学級	内牧地区公民館・内牧南公民館	3・17
おもしろ科学教室	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
小学生料理教室	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
遊学会「親子で作ろう!工作用紙で恐竜づくり」	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
学社連携事業「公民館の役割と公民館の事業体験」	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
武里小学校放課後子ども教室「わかたけっこひろば」	武里地区公民館・武里東公民館	11
教養講座 ~自分でできた!を応援~夏の短期集中自習室	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
ふれあい教室 キッズフェスタ in たけさと	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
ふれあい教室 いもほり!!!~みんなあつまれ!~	武里地区公民館・武里東公民館	11
ふれあい教室 目指せ!星博士	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
小・中学生期家庭教育学級	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
こうまつ寺子屋「小学生サイエンス教室~たのしい化学の実験」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
こうまつ寺子屋「星空観察教室」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
チャレンジ教室	豊野地区公民館・藤塚公民館	3・4・11
青少年健全育成事業	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
Showa キッズびあ	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・5・11・16・17
教養講座(庄和南)	庄和地区公民館・庄和南公民館	4

3 成人期の学習

かすかべライブフェスタ	中央公民館	4・11
音響操作セミナー	中央公民館	4・11
春日部市障がい者作品展	中央公民館	4・10・11
音楽鑑賞会「川畑 麻衣子クラリネットリサイタル」	中央公民館	4・11
春日部市民県展入選作品展	中央公民館	4・11
企画展示会「災害報道写真展」	中央公民館	4・11・13
サークル体験月間	中央公民館	4・11
春日部市民館研究大会	中央公民館	4・11
教養講座「健康をかんがえる」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	3・4・11
教養講座「かすかべカフェ」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
婦人講座「座学で行う史跡めぐり」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・10・11
コミセン茶屋	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
小・中学生期家庭教育学級	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
いきいき学級	豊春地区公民館・豊春第二公民館	3・4・11
PA(音響)セミナー	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
干支のつるし飾り	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
防災対策事業	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・13・17
たけさとカフェ	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・17
オレンジカフェ	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
やってみよう!!スマホでインターネット	武里地区公民館・武里東公民館	4・17
パソコンの操作を学ぼう!	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・17
教養講座 春・秋の散策	武里地区公民館・武里東公民館	4・11

小・中学生期家庭教育学級	武里地区公民館・武里東公民館	4・5
こうまつ寺子屋「パールの指輪とネックレス作り」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
ふれあい教室	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
チャレンジ教室	豊野地区公民館・藤塚公民館	3・4・11
必ず役立つ入門講座	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
教養講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・4・11・17
体験講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
学校開放講座	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
教養講座	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・10・11
教養講座(庄和南)	庄和地区公民館・庄和南公民館	4

4 高齢期の学習

教養講座「健康をかんがえる」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	3・4・11
教養講座「かすかべカフェ」※高齢者向けスマホ教室	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
教養講座 うちまき みんなで考えるスマホ活用講座	内牧地区公民館・内牧南公民館	3・4・11
内牧ふれあい講座	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
内牧地区福祉大会	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
高齢者向けスマホ教室	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
やってみよう!! スマホでインターネット	武里地区公民館・武里東公民館	4・17
こうまつ寺子屋「自筆証書遺言の書き方講座」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
シニア世代のスマホ教室	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
ふれあい教室	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
チャレンジ教室	豊野地区公民館・藤塚公民館	3・4・11
必ず役立つ入門講座	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
健康を考えるつどい	豊野地区公民館・藤塚公民館	3・4・11
教養講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・4・11・17
体験講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
井戸端サロン	庄和地区公民館・庄和南公民館	3・4・17
庄和地区芸能大会ふれあいステージ	庄和地区公民館・庄和南公民館	3・4・11・17
教養講座(庄和南)	庄和地区公民館・庄和南公民館	4

第2章 生かす

1 人材の育成

1 学習成果の評価

2 指導者等の養成

音響操作セミナー	中央公民館	4・11
キッズフェスティバル	中央公民館	4・11
年少リーダー研修会	中央公民館	4・11
教養講座「健康をかんがえる」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	3・4・11
体験講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
庄和地区市民大学	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
各事業の中で留意している	各公民館	

2 人材の活用

1 指導者としての活用

音楽鑑賞会「川畑 麻衣子クラリネットリサイタル」	中央公民館	4・11
年少リーダー研修会	中央公民館	4・11
子ども体験教室	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
教養講座「かすかべカフェ」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
コミセン茶屋	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
たけさとカフェ	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・17
えんJOYトレーニング	武里地区公民館・武里東公民館	3・4・11
教養講座 春・秋の散策	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
公民館利用団体共催オープン講座	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
教養講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・4・11・17
井戸端サロン	庄和地区公民館・庄和南公民館	3・4・17

2 ボランティアとしての活用

年少リーダー研修会	中央公民館	4・11
キッズフェスティバル	中央公民館	4・11
サークル体験月間	中央公民館	4・11
幼児家庭教育学級	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
粕壁地区壮年ソフトボール大会	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	3・4・11
コミセン茶屋	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
スポーツ教室「内牧地区婦人バレーボール大会」	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
パソコンの操作を学ぼう!	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・17
ふれあい教室 キッズフェスタ in たけさと	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
武里市民センターまつり	武里地区公民館・武里東公民館	11
武里小学校放課後子ども教室「わかたけっこひろば」	武里地区公民館・武里東公民館	11
クラブ・サークル連絡会	武里南地区公民館・武里大枝公民館	11
子育てふれあいサロン	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・11・17
子育てサロン「親子のひろば」	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・17
Showaキッズびあ	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・5・11・16・17
各事業の中で留意している	各公民館	

3 学習成果の発表

春日部市民県展入選作品展	中央公民館	4・11
かすかべライブフェスタ	中央公民館	4・11
春日部市16公民館合同フェスティバル	中央公民館	4・11
春日部市障がい者作品展	中央公民館	4・10・11
さくらまつり	中央公民館	4・11
粕南フェス	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
うちまき緑のコンサート	内牧地区公民館・内牧南公民館	11
内牧地区文化祭	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
内牧地区福祉大会	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
みんなが集えるアート展	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
豊春地区公民館文化祭	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
豊春第二公民館文化祭	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
豊春演芸のつどい	豊春地区公民館・豊春第二公民館	3・4・11
武里市民センターまつり	武里地区公民館・武里東公民館	11
幸松ふれあい文化祭	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・11・12・17

幸松第二公民館利用者作品展	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
豊野地区文化連盟 サークル体験会	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
豊野地区文化祭	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
ロビー展	豊野地区公民館	4・11
子育てふれあいサロン	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・11・17
体験講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
庄和地区公民館まつり	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
正風館音楽祭	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
ステップアップギャラリー	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11
庄和地区芸能大会ふれあいステージ	庄和地区公民館・庄和南公民館	3・4・11・17
庄和南音楽鑑賞会	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11
展示イベント	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11

第3章 推進する

1 生涯学習の推進

1 生涯学習推進体制の充実

春日部市公民館研究大会	中央公民館	4・11
サークル体験月間	中央公民館	4・11
かすかべライブフェスタ	中央公民館	4・11
春日部市16公民館合同フェスティバル	中央公民館	4・11
公民館学習情報提供事業	中央公民館	4
各種公民館関係資料の作成・発行	中央公民館	4
婦人講座	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・10・11
サークル体験月間	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	11
趣味の講座 フラワーアレンジメント	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
趣味の講座 親子クラフト講座 焼き板クラフト	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
教養講座 やさしい俳句教室	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
教養講座 うちまき歴史探訪ツアー	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
子育てサロン うちまきプレイルーム	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
パパママの子育て学級 (幼児家庭教育学級)	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
内牧地区少年少女球技大会	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
内牧ふれあい講座	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
青少年体験教室「夏休み子ども納涼祭」	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
市民体育祭 内牧地区大会	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
小学生家庭教育学級	内牧地区公民館・内牧南公民館	3・17
公民館利用者会議、公民館グラウンド利用団体代表者調整会議	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
サークル体験会	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
こうまつ寺子屋	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
人権教育研修会	武里南地区公民館・武里大枝公民館	10・11・16
体験講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
教養講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・4・11・17
公民館だより「けやき」の発行	武里南地区公民館・武里大枝公民館	11
サークル体験月間	庄和地区公民館・庄和南公民館	3・4
庄和地区市民大学	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
庄和地区公民館まつり	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
正風館音楽祭	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
しようわ塾	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
庄和地区芸能大会ふれあいステージ	庄和地区公民館・庄和南公民館	3・4・11・17
教養講座	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・10
庄和南音楽鑑賞会	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11
各事業の中で留意している	各公民館	

2 専門職員の充実、職員の資質向上

新任職員研修会	中央公民館	
公民館長会議	中央公民館	
公民館職員会議	中央公民館	
各種プロジェクト	中央公民館	
担当者専門研修会派遣	中央公民館	

3 市民の声を生かす仕組みづくり

春日部市公民館運営審議会	中央公民館	5・11・16・17
中央公民館利用者協議会	中央公民館	4・11
利用者のつどい	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
利用者のつどい	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11

2 連携の強化

1 行政間の連携

各種公民館関係資料の作成・発行	中央公民館	
-----------------	-------	--

2 関係機関等との連携

年少リーダー研修会	中央公民館	4・11
キッズフェスティバル	中央公民館	4・11
企画展示会「カスリーン台風水害写真展」	中央公民館	4・11・13
SDGsクイズボード巡回展示会	中央公民館	4・11
教養講座「健康をかながえる」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	3・4・11
たけさとカフェ	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・17
ふれあい教室 キッズフェスタ in たけさと	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
子育てサロン	武里地区公民館・武里東公民館	3
青少年健全育成事業	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
一知的書評合戦—ビブリオバトル	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4
子育てふれあいサロン	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・11・17
庄和地区市民大学	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
学校開放講座	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・17

3 施設の活用

1 生涯学習関連施設の活用

中央公民館 屋上防水改修工事	中央公民館	12
中央公民館 各公民館トイレ大便器等交換修繕	中央公民館	12
中央公民館 地下駐車場・ギャラリー等照明器具交換修繕	中央公民館	12
中央公民館 内牧地区公民館及び豊春第二公民館変圧器交換修繕	中央公民館	12
中央公民館 自動ドアユニット交換修繕	中央公民館	12

修繕班		中央公民館	12
粕壁南公民館	フェンス等修繕	粕壁南公民館	12
内牧地区公民館	研修室I空調機更新修繕	内牧地区公民館	12
内牧地区公民館	体育室照明器具修繕	内牧地区公民館	12
内牧地区公民館	1階ホール外照明器具修繕	内牧地区公民館	12
内牧地区公民館	舞台照明設備修繕	内牧地区公民館	12
内牧地区公民館	1階展示・談話コーナー系統空調室外機修繕	内牧地区公民館	12
内牧地区公民館	講堂系統空調機フィン洗浄修繕	内牧地区公民館	12
内牧地区公民館	トップライト修繕	内牧地区公民館	12
内牧地区公民館	1・2F男子トイレ小便器修繕	内牧南公民館	12
内牧地区公民館	体育室倉庫扉修繕	内牧南公民館	12
内牧地区公民館	ガラス修繕	内牧南公民館	12
内牧地区公民館	駐車場外灯修繕	内牧地区公民館	12
内牧地区公民館	講堂照明リモコンプレーカー交換修繕	内牧地区公民館	12
内牧地区公民館	合併浄化槽排水ポンプリレー交換修繕	内牧地区公民館	12
内牧地区公民館	公用車修繕	内牧地区公民館	12
内牧南公民館	1階多目的トイレ水漏れ修繕	内牧地区公民館	12
内牧南公民館	大会議室音響設備修繕	内牧地区公民館	12
内牧南公民館	エントランスホールタイル修繕	内牧地区公民館	12
内牧南公民館	機械室ドア修繕	内牧南公民館	12
内牧南公民館	サッシ修繕	内牧南公民館	12
豊春地区公民館	舞台吊物設備修繕	豊春地区公民館	12
豊春地区公民館	講堂照明器具交換修繕	豊春地区公民館	12
豊春地区公民館	1、2階男子洋式トイレボルトタップ等交換修繕	豊春地区公民館	12
豊春地区公民館	空調機配管更新修繕(3系統)	豊春地区公民館	12
豊春地区公民館	汚水マス詰まり修繕	豊春地区公民館	12
豊春地区公民館	1階事務室照明器具交換修繕	豊春地区公民館	12
豊春地区公民館	談話室ロールスクリーン取替え修繕	豊春地区公民館	12
豊春地区公民館	会議用テーブルキャスター取替え修繕	豊春地区公民館	12
豊春第二公民館	大集会室照明器具交換修繕	豊春第二公民館	12
豊春第二公民館	和室空調機更新修繕	豊春第二公民館	12
豊春第二公民館	ベースアンブ修繕	豊春第二公民館	12
武里地区公民館	講堂ステージ下収納庫ドア修繕	武里地区公民館	12
武里地区公民館	3階教養室1照明交換修繕	武里地区公民館	12
武里地区公民館	1階事務室照明交換修繕	武里地区公民館	12
武里地区公民館	消防設備交換修繕	武里地区公民館	12
武里地区公民館	3階研修室2消防設備交換修繕	武里地区公民館	12
武里地区公民館	3階多目的トイレ及び男性用トイレ修繕	武里地区公民館	12
武里東公民館	1階事務室照明交換修繕	武里東公民館	12
武里東公民館	消防設備交換修繕	武里東公民館	12
武里東公民館	駐車場照明交換修繕	武里東公民館	12
武里東公民館	2階講習室空調機修繕	武里東公民館	12
幸松地区公民館	2F会議室Aブラインド修繕(その1)	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	ブレイルームブラインド修繕(その1)	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	2F研修室Aブラインド修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	2F研修室Bブラインド修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	浄化槽修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	通路補修維持修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	冷温水配管安全弁修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	1F多目的トイレ照明器具修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	2F会議室Aブラインド修繕(その2)	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	1Fブレイルームブラインド修繕(その2)	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	2F女子トイレ配管マス亀裂修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	玄関鋼製底劣化部修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	屋上動力盤内プレーカー修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	1・2Fトイレ及び廊下他照明器具修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	第二駐車場表示看板修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	避難口誘導灯交換修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	1Fブレイルームブラインド修繕(その3)	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	体育室カーテンレール修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	1F男子トイレ小便器修繕	幸松地区公民館	12
幸松地区公民館	2F実習室棚取外し修繕	幸松地区公民館	12
幸松第二公民館	1F多目的トイレ照明器具修繕	幸松第二公民館	12
幸松第二公民館	門扉修繕	幸松第二公民館	12
幸松第二公民館	調理室空調機修繕	幸松第二公民館	12
豊野地区公民館	屋上防水修繕	豊野地区公民館	12
豊野地区公民館	受付ガラス引戸及び掲示板ガラス引戸車修繕	豊野地区公民館	12
豊野地区公民館	PAS交換修繕	豊野地区公民館	12
豊野地区公民館	駐輪場雨樋修繕	豊野地区公民館	12
豊野地区公民館	1階講堂卓球台修繕	豊野地区公民館	12
豊野地区公民館	1階講堂卓球台交換修繕	豊野地区公民館	12
豊野地区公民館	2階男子トイレ床排水修繕	豊野地区公民館	12
藤塚公民館	2階調理実習室空調機交換修繕	藤塚公民館	12
藤塚公民館	1階大会議室卓球台修繕	藤塚公民館	12
藤塚公民館	駐車場フェンス修繕	藤塚公民館	12
藤塚公民館	2階自動火災報知設備修繕	藤塚公民館	12
藤塚公民館	1階給湯室換気扇交換修繕	藤塚公民館	12
武里南地区公民館	大会議室天井雨漏り緊急修繕	武里南地区公民館	12
武里大枝公民館	卓球台交換修繕	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	屋上非常用発電機交換修繕	武里大枝公民館	12
学校開放講座		庄和地区公民館・庄和南公民館	12
庄和南公民館	高木剪定修繕	庄和南公民館	12
庄和南公民館	2階和室畳表替修繕	庄和南公民館	12
庄和南公民館	創作室網戸設置修繕	庄和南公民館	12
庄和南公民館	風除室床修繕	庄和南公民館	12

社会教育法(抄)

(昭和24年6月10日法律第207号)
改正法令:学校教育法の一部を改正する法律
令和元年5月25日法律第11号
令和2年4月1日 施行

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第4条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第9条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務(以下「特定事務」という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。
- (都道府県の教育委員会の事務)
- 第6条** 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。
- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
 - 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
 - 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
 - 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
 - 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。
- 3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。
- (教育委員会と地方公共団体の長との関係)
- 第7条** 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。
- 2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会)に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。
- 第8条** 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。
- 第8の2** 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。
- 第8条の3** 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。
- (図書館及び博物館)
- 第9条** 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。
- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第2章 社会教育主事等

- (社会教育主事及び社会教育主事補の設置)
- 第9条の2** 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。
- 2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。
- (社会教育主事及び社会教育主事補の職務)
- 第9条の3** 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。
- (社会教育主事の資格)
- 第9条の4** 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。
- 一 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体を実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第1号イからハマまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前3号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの（社会教育主事の講習）

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。
（地域学校協働活動推進員）

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。
（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第13条 （略）

（報告）

第14条 （略）

第4章 社会教育委員 （略）

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。
（公民館の事業）

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2** 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

第6章 学校施設の利用 (略)

第7章 通信教育 (略)

附 則[令和元年六月七日法律第二六号抄]